

『自動車関係法令と解説（令和6年版）』正誤表

正	誤
<p>■264 ページ下から 21 行目</p>	
<p>(7) 法第 96 条の 2 の規定により提供を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する<u>情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項</u></p>	<p>(7) 法第 96 条の 2 の規定により提供を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクの調製に関する事項</p>
<p>■264 ページ下から 9 行目</p>	
<p>ホ 第 62 条の 2 の 5 第 3 項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する<u>情報処理設備に備えられたファイル又は磁気ディスクの調製に関する事項</u></p>	<p>ホ 第 62 条の 2 の 5 第 3 項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクの調製に関する事項</p>